

お知らせ（薬）026
平成27年5月19日

医薬品マスターの改定について

今般、平成27年5月19日付け厚生労働省告示第269号に基づく新規医薬品コード（変更区分「3」：28コード）を設定しましたのでお知らせします。

なお、今回公表するマスターは、平成27年5月20日から適用のため、当該マスターの「変更年月日」欄を「20150520」に設定し収載しております。